

短期入所生活介護施設長寿園 重要事項説明書

1. 施設サービスの相談

担当者：入退所や生活全般・介護に関する相談は生活相談員又は、担当介護職員が対応します。
健康や病気に関する相談は看護職員が対応し、主治医の指示を受けます。
受付時間：午前9時～午後5時まで受け付けます。

2. 施設サービスの概要

名称：短期入所生活介護事業所【福井県1871700967号】

所在地：〒910-0224

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷22-4

施設：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。 ※・・・併設施設と共用

定員 21名（ユニット数…2ユニット、ユニットごとの定員…10名、11名）

※ 併設施設含む定員は121名。以下の設備・体勢は施設と併せたものです。

設備の種類	室数	設備の種類	室数	設備の種類	室数
1人部屋	121室	浴室内便所	4室	※機能訓練室	1室
共同生活室	12室	※個 浴	4室	※医務室	1室
介護職員室	12室	※特殊浴槽(チェアイン)	3室	※エレベーター	2基
便 所	36室	※特殊浴槽(ハーバード)	1室	家族宿泊室	1室

職員体制：サービスに従事する職種・職員数・は次のとおりです。

職 種	職員数	指定基準	備 考
施設長	1名	1名	兼務とする。
嘱託医(内科・精神科)	2名	1名	非常勤
生活相談員	2名	1名	兼務とする。
介護支援専門員	1名	1名	兼務とする。
介護職員(寮母等)	63名	40名	兼務とする。
看護職員(看護師)	8名	3名	兼務とする。
機能訓練指導員	2名	1名	兼務とする。
管理栄養士	1名	1名	兼務とする。
運転手	1名	1名	兼務とする。

嘱託医 オレンジホームケアクリニック(内科)

済生会病院(精神科)

勤務体制：入所者と介護及び看護職員の比率は、3：1の配置となっています。

夜間時は二交替制で介護職員が3名配置となっています。尚、看護職員は夜間勤務いたしません。

日勤者 9:00～18:00

遅出 12:00～21:00

早出 7:00～16:00

夜勤 17:00～ 9:00

協力病院：藤田神経内科病院、東外科医院、春江病院

協力歯科：さかい生協歯科診療所

協力皮膚科：石黒皮膚科クリニック

3. 提供できるサービス内容

施設サービス計画の立案・作成・実行以外は、【契約書別紙】に記載したとおりです。

4. サービスの負担金及び利用料金

【契約書別紙】に記入した額です。

支払方法：毎月15日までに前月分を請求します。20日までに支払っていただくことになります。

支払方法は口座引き落とし(手数料はご負担願います)か現金払いをお選び下さい。

減免措置：生活困窮者などに、自己負担額の減額や免除の措置が講じられています。

(居宅介護支援専門員等にご相談下さい)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

利用期間決定後、契約を締結します。利用予約は、2ヶ月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① 契約者・家族等の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、又、予約は無効となります。

- ・契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- ・契約者が死亡した場合。

③ 契約者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、施設からの催告にもかかわらず7日以内に支払わない場合、または、当該施設や施設の従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、サービス利用契約を終了することがあります。

6. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準備品：入所前に確認の上、日常生活に必要な次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など
- (2) 衣類・肌着類は、施設用の整理ダンスや収納棚に収められる分。
- (3) 内履き
- (4) 寝具類は、施設用ですが、夏期のタオルケット、冬季の電気毛布。

私物：(1) 私物で、不要不急なものを持ち込まないように願います。

(2) 私物の衣類等は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジック

で氏名を書くように願います。

面会：(1) 面会時間は、緊急以外は午前9時より午後8時までとなっています。

(2) 面会の方は、備え付けの【面会簿】に所定事項を記入してから、担当の介護職員(寮母)に申し出て面会していただきます。

(3) 面会時の食物や飲み物の持ち込みは、身体の状態の変化等が考えられますので、必ず担当の介護職員(寮母)に相談していただきます。

遵守事項：(1) 施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。

(2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。

(3) 衛生、風紀管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。

(4) 火災、盗難の防止に努めてください。

(5) 多額の現金、有価証券、貴金属類は、原則持ち込まないでください。

(6) 建物や設備を故意に破損しないでください。

(7) 施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある特は、いつでも申し出て下さい。

(8) 施設サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらさない。

(9) その他管理者が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

7. サービス提供上で必要な対応方法

事故発生時の対応

サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに介護保険者及び関係機関並びに家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

緊急時の対応

サービスを提供している際に、契約者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、【家族等への連絡一覧】によって家族に連絡すると共に、医療機関との対応をすることになり、家族の早急な判断が必要となります。

苦情の処理

サービスの内容に関する契約者及びその家族からの苦情に対して敏速かつ適切に対応するため窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な措置を講じます。

(1) 不満や疑問等ございましたら、ご遠慮なくお申出下さい。

苦情受付担当者 サブマネージャー 加藤 法明

苦情解決責任者 所長 西 光明

短期入所生活介護長寿園 0776-66-6734(24時間対応できます)

(2) 直接ご連絡いただくほか、市役所等へ相談したり、苦情を申し立てることもできます。

坂井地区広域連合(坂井市、あわら市) 0776-72-3305

坂井市役所福祉保健部健康長寿課 0776-50-3040

福井市役所福祉保健部介護保険課 0776-20-5715

福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 0776-24-2347

福井県国民健康保険団体連合会 0776-57-1611

(3) 苦情の申し立てにより、入所者およびそのご家族に対して差別待遇等を行うことはございません。

虐待の防止について

当事業所では、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者(所長 西 光明)を選定しています。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待防止委員会を設置しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

提供するサービスの第三者評価の実施状況

福祉サービス第三者評価事業の活用は未実施です。